

	目的等	制度名等	要件等	制度内容、融資金額等	融資利率等	担保・保証人等	備考・問い合わせ先等
個人向け（自営業者含む）	収入の減少や失業・休業などにより生活資金に困っている	<a href="#">緊急小口資金貸付</a>	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	20万円以内（一括交付） ・据置期間 1年以内 ・返済期間 2年以内 ※返済時の所得状況に応じて免除可能	無利子	無担保、連帯保証人不要	（個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター 0120-46-1999） ・区市町村の社会福祉協議会 ・中央労働金庫（郵送のみ）
	収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている	<a href="#">総合支援資金（生活支援費）</a>	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 ※緊急小口資金（特例貸付）と同時利用不可	世帯人数2人以上：月額20万円以内 単身：月額15万円以内 貸付期間：原則3か月以内（送金は、1か月ごとの分割交付） ・据置期間 1年以内 ・返済期間 10年以内 ※返済時の所得状況に応じて免除可能	無利子	無担保、連帯保証人不要	<a href="#">区市町村の社会福祉協議会</a>
事業者向け（保証協会付き融資）	売上高が前年同月比20%以上減少した	<a href="#">セーフティネット4号（東京都関係）</a>	影響が生じている地域（現在は全国が対象）について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証	左記リンク参照	左記リンク参照	左記リンク参照	※本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得した後、保証付き融資の申込みを行う
	売上高が前年同月比5%以上減少した	<a href="#">セーフティネット5号（東京都関係）</a>	影響が生じている業種（現在は全業種が対象）について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。	左記リンク参照	左記リンク参照	左記リンク参照	※本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得した後、保証付き融資の申込みを行う
	売上高が前年同月比15%以上減少した	<a href="#">危機関連保証</a>	売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。	<a href="#">（参考）東京都の場合</a>	左記リンク参照	左記リンク参照	※本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得した後、保証付き融資の申込みを行う
事業者向け（政策金融公庫）	最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少	<a href="#">新型コロナウイルス感染症特別貸付</a>	【最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少】など	【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6,000万円 【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】5年以内	【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46% 【利下げ限度額】 中小事業1億円、国民事業3,000万円 ※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律	無担保	<a href="#">日本政策金融公庫（相談予約等）</a>
	売上減少幅に関係なく	<a href="#">セーフティネット貸付（政策金融公庫）</a>	・社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 など	【融資限度額】中小事業7.2億円、国民事業4,800万円 【貸付期間】設備15年以内、運転8年以内 【うち据置期間】3年以内	基準金利	応相談	日本政策金融公庫

医療・福祉事業所向け		福祉貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合</li> <li>施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合</li> <li>新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて、休業した場合 など</li> </ul>	償還期間（据置期間） 15年以内（5年以内） 限度額（無担保貸付） なし（6,000万円）	貸付利率 当初5年間 3,000万円まで無利子 （3,000万円超の部分は0.2%） 6年目以降 0.2% ※利率は、融資実行時の利率を適用	無担保 保証人要（保証人不要制度あり） ※保証人不要制度（0.05%の利率を上乗せ）	独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資 相談係 Tel: 03-3438-9298 Tel: 03-3438-0207 福祉医療貸付部 医療審査課 融資 相談係 Tel: 03-3438-9940 Tel: 03-3438-9934
医療・福祉事業所向け		医療貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合</li> <li>施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合</li> <li>新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて、休業した場合 など</li> </ul>	償還期間（据置期間） 15年以内（5年以内） 限度額（無担保貸付） 病院 … 7.2億円（3億円） 老健・介護医療院 … 1億円（1億円） 診療所・助産所、医療従事者養成施設 指定訪問看護事業 … 4,000万円 （4,000万円）	貸付利率 当初5年間 1億円まで無利子 （1億円超の部分は0.2%） 6年目以降 0.2% ※利率は、融資実行時の利率を適用	無担保 保証人要（保証人不要制度あり） ※保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）	独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資 相談係 Tel: 03-3438-9298 Tel: 03-3438-0207 福祉医療貸付部 医療審査課 融資 相談係 Tel: 03-3438-9940 Tel: 03-3438-9934
その他資金繰り支援	利子補給を受けたい	特別利子補給制度（実質無利子）【民間金融機関】	国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合		【融資上限額】3000万円【補助期間】保証料は全融資期間、利子補給は当初3年間 【融資期間】10年以内【うち据置期間】最大5年		融資を希望する金融機関など
	信用保証料の減免を受けたい	信用保証付き融資における保証料減免	民間金融機関による実質無利子・無担保融資にあわせて、信用保証の保証料を減免		【売上高5%以上減少の個人事業主（事業性あるフリーランス含む、小規模のみ）】保証料ゼロ・金利ゼロ 【小・中規模事業者（上記除く）】①売上高5%減少の場合は、保証料1/2 ②売上高15%減少の場合は、保証料ゼロ・金利ゼロ ※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。		融資を希望する金融機関など
	利子補給を受けたい	特別利子補給制度（実質無利子）【政府系金融機関】	政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす者 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少 ※小規模要件・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下		【利子補給期間】借入後当初3年間 【補給対象上限】（日本公庫等） 中小事業1億円、国民事業3,000万円（商工中金）危機対応融資1億円 ※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額		日本政策金融公庫など

借り換えを行いたい	政府系金融機関	政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等について、既存の特別貸付や危機対応融資に係る債務を対象とした借換を可能とし、実質無利子化の対象に	【借換え限度額】 政策金融公庫等 中小事業 3億円、国民事業 6千万円			(利子補給対象)
東京都融資制度	東京都制度（緊急借換）	・最近3か月の売上又は今後3か月の売上見込みが令和元年12月以前の直近同期比で5%以上減少 ・信用保証協会の保証付融資を利用している ・事業計画を策定し、経営改善等に取り組む	【融資期間】運転資金10年以内（据置期間5年以内）	【融資利率】融資期間に応じて、1.7%～2.2%以内（責任共有制度対象外の場合、1.5%～2.0%以内）		(利子補給対象)
計画策定・相談	新型コロナ特例リスケジュール	新たに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整を含めた新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援を行う	①【一括して既存債務の元金返済猶予要請】資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予の要請を実施 ②【資金繰り計画策定における金融機関調整】中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポート ③【資金繰りの継続サポート】特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言 (①～③における中小企業者の費用は原則不要)			中小企業金融・給付金相談窓口 0570-783183